

全国民闘連ニュース

第 45 号
1990年6月1日
年間購読料
3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 于537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 Tel 06-972-1608
于201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997



5・24民闘連シンポで決意を表明する文君と大学の仲間

大阪市国籍条項の壁に挑む！

——同胞大学生文公輝君が宣言——

「自営業を転々とし、失敗ばかりしていた父を憎みました。父は決して商売には向いていない。そんな父でさえ、就職することを避けざるを得ない状況だったことに気付いた時、父を憎んだ自分にさみしさを感じました」

「九一年問題を考えるシンポジウム」で、在日三世の文公輝君(大阪市立大学四回生)は大阪市公務員受験を決意するに至った思いをこう語った。

六月一日、願書を提出するが、門前払いされるのはほぼ確実。当日、朝九時より大阪市役所前で、「文君の大阪市受験を認めさせる会(仮称)」を結成し、願書受理要請行動を行う予定。各種イベントも計画。多くの方々の支援を期待してやまない。

目次

- | | |
|------------------|------|
| 四・三〇日韓外相会談の評価 | 二二三 |
| 「補償・人権法」制定の動き | 四四五 |
| 日系カナダ人の補償問題に学ぶ | 六六七 |
| 各地の取り組み紹介 | 八七一 |
| シリーズ「補償・人権法を斬る！」 | 一二二三 |
| 四月～五月のおもな動き | 一四一五 |

項 目	現 状	韓国側の主張	4・30日韓外相合意文書
3世以降の在留資格	1、2世の協定永住とは違い、一般永住が原則	協定により自動的に永住権を付与する	簡素化した手続きで、暫定(きそく)的に(数量の余地なく)永住を認める
再入国許可	出国の際に許可を得る。2年以内(延長を含む)に帰国が必要	再入国は当然に認められるべきであり、適用除外に	出国期間を最大限5年とする
退去強制	7年を超える刑(1、2世)、1年を超える刑(一般永住)などを犯した場合は国外退去	日本以外に生活の基盤のない在日韓国人は国外追放の対象にはなり得ず、適用除外に	退去強制事由は内乱、外患の罪、国交、外交上の利益にかかわる罪、およびこれに準ずる重大な犯罪に限定する
指紋押なつ、外国人登録証常時携帯義務	16才時に1回押なつ、押なつ拒否や不携帯は刑罰	一般の在日外国人とは違う歴史的な背景があるので、適用除外に	指紋押なつは、3世以降は行わず、指紋押なつに代わる適切な手段を早期に講ずる常時携帯は、3世以降については適切な解決策を見いだす
地方自治体職員への採用	公権力、公の意思形成への参画に携わる職種以外は、採用しているが、基準は不明確	国籍による差別をやめ、採用枠を拡大する	今後とも協議を続けていく
国公立小中高教諭への採用	教諭は全国で33人(88年4月現在)。このほか、常勤、非常勤講師も	国籍による差別をやめ、積極的に採用する	今後とも協議を続けていく
就職差別	国籍を理由にした不採用、内定取り消しなど壁は今も厚い	民間の差別解消のため、行政指導など積極的に取り組む	(持になし)
民族教育	自治体によっては、言葉や歴史や文化などの課外活動がある	差別や偏見解消のため、自治体に任せず、国が制度として位置付け、財政支援をする	今後とも協議を続けていく
地方自治体の参政権	認められていない	納税などの義務を果たしている自治体住民の権利として認める	今後とも協議を続けていく

公務員採用、公立学校の教員採用、民間企業への就職問題、そして民族教育の保障、地方自治体の選挙権については、「今後とも協議を続ける」としているにすぎない。とくに、戦後処理の不当性の際たるものである戦争犠牲者援護法関係からの旧植民地出身者の排除は、その道義的責任からして厳しく問わなければならない。

そもそも、日本の戦後処理のあり方は、あまりにも自己本位に過ぎるもので、そのことをないがしろのしたまま、アジアを踏み台として日本は経済大国化してきた。そして国内的には、かつての歴史的経緯の中で定住するようになった韓国・朝鮮人、台湾人を「治安の対象」としてのみ扱い、

歴史の清算の立場にたった処遇を果たしてこなかった。そのことが、旧植民地出身者である定住外国人の生き方を困難なものたさせ、今日に至る多くの問題を噴出させている。

「他者との共生」が叫ばれ、国際化を進展させようとの社会的動きがあるにもかかわらず、日本政府はそのことに逆行するような国益論からの政策に留まっている。今回の外相合意の内容においても、まさに「共生」を保障していく具体的項目については何も決定されてはいない。

在日韓国・朝鮮人問題は、韓日間の政治・外交のみによって決着が図られる事柄ではなく、定住外国人である旧植民地出身者の処遇を基本的人権

の尊重に立脚し、日本国民と同等の処遇をいかにするかという日本国内の問題である、というのが九一問題の本質である。侵略戦争、植民地支配への責任と謝罪にたった「戦後補償と人権保障」を日本国内の法制度として定めることこそが、日本政府にとつての決断である。そして、そのことによって、日本が朝鮮半島の分断状況を克服していくことに貢献することができるといえるのではなからうか。

旧植民地出身者たちがこの日本社会を生きるものとして受け入れられ、かつ民族として生きることのできる道筋が保障され得ない「合意」などというものは、在日の当事者にとつては、到底納得できるものではない。

「補償・人権法」制定の動き

社会党、専門委員会発足へ！！

日韓外相協議で在日の法的地位問題が「大筋合意」なされたことが報道されて以降は、あたかも在日韓国・朝鮮人の懸案事項が全て解決されたかのように、関連記事を新聞の紙面に見ることが少なくなってきた。

そんな状況を横目に見ながら、一九九一年の日韓法的地位協定の再協議がもたらした合意の内容を見ると、本当にこの内容で新聞等マスコミは在日問題が解決したと思っているのかと考えさせられる。

いわゆる「九一年問題」と呼ばれる問題が、日本と韓国という二国の首脳陣の政治的かけ引きのなかで推移していくという現状は、在日の実態に決して解決をもたらさないことが判った。

では、どうすればいいのか？

民族差別という問題に直面する日常の中で、できれば、今回の日韓法的地位協議で、民開連の関わる諸問題が解決すればと、正直言って期待していた私は、自分自身を叱らなければならぬ。

結局、日本の中にある差別構造を糾すには、在日と日本人が取り組むしかないのである。

前置きが長くなったが、その結論の一つとして、私達民開連が提起した「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」制定に向けての動きを報告する。

法案制定に向けて、国会へのロビー活動と世論作りという大きな課題がある。

前者のロビー活動に関



して、民開連事務局は、まず、国会議員にこの法案を知ってもらうことから始めることにした。

その第一歩として、昨年、土井委員長が、人権一七条宣言の中で、「補償・人権法」案支持を打ち出していることを足場として、社会党に協力を要請してきた結果、四月五日社会党大会において、執行部追加提起で方針提起がなされ、ついに党方針として「補償・人権法」案支持が承認されるという成果を得ている。

これを受けて、四月二十七日には、社会党が土井委員長名で「在日韓国・朝鮮人の戦後補償、権利保障についての申入れ」を総理大臣宛に提出している。

一四項目からなる申し入れの内容は、ほぼ「補償・人権法」の人権保障部分に近いものになっている。このことは、今後の「補償・人権法」制定運動にとって大きな力になるに違いない。

国会においては、「補償・人権法」制定に向けて協力の姿勢を示して下さっている仙石由人衆議院議員(元「日立就職裁判」弁護人、社会党、徳島選出)が、四月二十六日の衆議院予算委員会において中山外相から「日本の朝鮮半島に対する植民地支配と軍国主義的な侵

略を反省する」という答弁を引き出している。

また、同議員は、同じ日に就職差別問題でも質問に立ち、日立就職差別事件を引用しながら、労働省の指導に関する質問を行っている。川崎信用農協就職差別事件などが国会の場で議論されることも考えられる。

仙石議員の活躍には、今後とも期待したい。

他にも、に山花貞夫衆議院議員を委員長とする社会党内の「在日韓国・朝鮮人の法的地位問題等特別委員会」が発足にむけて動いている。

情勢は、盧泰愚来日に

向けて、日本の朝鮮半島に対するかこの侵略の歴史に対する謝罪を巡って、天皇の謝罪だ、いや、国会決議だ、というような議論が大きくなってきて

いる。

当然出てくる過去への反省という問題であるが外交手段の一つとして出てくる謝罪という形式のみに振り回されることのないようにと思う。

真の謝罪とは、侵略の歴史によって、心や身体に傷を負った者への補償を含んだものでなければならぬ。

在日の世代交代が進む現在、日本の侵略支配で一番辛い思いをしてきた一世達がいなくなってきた。一刻も早く、「補償・人権法」の制定を目指して取り組まねばならない。

それが「共生への道」なのだから……



——「補償・人権法」制定をめざして——

5・24「91年問題を考えるシンポジウム」

500名で成功！！

三五〇名収容の会場は膨れ上がった。通路にバイブリスを並べ、学生・青年には立ち見をお願いして、ようやく集会が成立した。

ビデオ「忘れられた皇軍」が、朝鮮人傷痍軍人の姿を通して日本の戦争責任を鋭く問いかけた後、シンポジウムが始まった。

パネラーは、友永健三氏（部落解放研究所）、田中宏氏（愛知県立大学）、梁泰愚氏（民闘連）。

盧泰愚大統領来日当日ということもあり、参加者の関心は極めて高かった。一般参加者が二〇〇名近くもあったことが、そのことを如実に物語っている。

日韓外相合意は、在日韓国・朝鮮人問題の解決をもたらさず、むしろ、在日問題の主体は我々ではないことを疑う余地のないものにした、これが一致した見解であった。そして、集会の最後に、在日三世の文君が大阪市国籍条項撤廃闘争の始まりを宣言した。



要求運動なくして リドレス(過去を正す) の実現はない

——日系カナダ人の
補償問題に学ぶ——

神奈川民闘連 金宣吉

去る四月五日、川崎において、第二次世界大戦中強制収容された日系カナダ人の補償問題の学習会が持たれた。

講師として、小学校六年生のとき、カナダに渡り、現在、カナダのトロントで、社会活動に従事しているデビット村田牧師に来て頂き、約二時間お話をうかがった。

日系カナダ人

強制収容の歴史

まず初めに、日系カナダ人の歴史を見ると、日本からカナダへの移住は一九世紀後半に始まり、一九四一年、その数は、二二〇〇〇人に達した。その年の一二月、日本が真珠湾に攻撃を掛けたことで、カナダ政府は日系人全員に登録を科し、



その後、連邦警察にも登録することを命じた。

次に、日系人が海に出ることを規制し、最後にカナダの国防法の改正によって、日系の住民は、カナダの西海岸から一〇〇マイル以内の「防衛圏」から退去させられることになったのである。

一九四二年二月二十四日、日系人の「防衛圏」からの立ち退きが始まり、総計二四七一九人の日系人が、財産を没収され、収容、送還されたのである。その後、戦時中、日系人は、カナダ市民としての権利を与えられず、一九四九年まで選挙権行使を許されなかった。これが、歴史の概略である。

何もしないとこ
ろに結果は出ない

一方、カナダは、一九四九年から一九五〇年の間にも日系人の強制収容に対して最低限の補償を行っていた。

日本で、在日韓国・朝鮮人への強制連行に対する補償問題に取り組み始めた私にとっては、その最低限の補償でさえ遠く感じるが多かった。

しかし、「カナダだから：：」とか、「やはりカナダは、いい：：」とかいう認識は、村田氏の話を聞くにつれて違ったものになった。

日系カナダ人の多くは戦時中の強制収容に関する補償を求めることに対して、反対であったということが判った。

その理由として、カナダ社会において、中流的生活をしている日系人の多くは、過去の問題を掘り返して欲しくないという気持ちが高く、この問題で人種間の問題を起こしたくないし、「いまさら、浅ましい」とも思っていたらしい。また、日本政府がこの補償問題に関して、反対の立場を取っている、厳しい環境にあったということもあった。

世論と共闘が 賠償を実現させた

では、何故この補償が実現したかということであるが、収容された日系人はカナダ人であったというところが一番大きな論理の基礎になっている。もう一つ、当時の敵対

国であったドイツ系、イタリア系の人間は、日系人のように収容の対象とされなかったという事情がある。欧米系と東洋系の人間を同等の扱いにしないことの背景に、明らかにレイシズムが潜んでいたのだ。

では、その論理を、実践としてデビッド村田氏達がどのように行動したのかというと、まず、世論を味方に付け、そして全国的な組織の支持を得ていったという。

世論を味方に付ける為に、有識者一〇万人(出版関係者、テレビ局関係者、芸能人、大学教授、マスコミ等)から署名という形でなく、政府に対する抗議のコメントという手紙を書いてもらった。もう一方では、教会、労働組合、ユダヤ人協会

等の全国組織にバックアップを要請していった。そのように、活動が進につれて、一九八七年、カナダ政府は、一二〇万ドルの賠償で、談合に明け動いたという。

リドレス(過去を 正す)の実現を!

そういう裏話もあったが、一九八八年九月カナ



ダ政府は、戦時中の収容問題に関する合意をなした。その合意文書は「日系カナダ人への redress」というものだ。

この英語のリドレス(redress)という概念こそ過去の過ちを正すために必要であるということを我々は認識せねばならない。

リドレスという言葉は補償や賠償という言葉で訳されるより「過去を正す」というような意味を持つものであるらしい。

日本の植民地支配と在日朝鮮人に対する強制連行へのリドレス運動こそが、現在の日本の誤りを正すことになるだろう。そして、その概念を運動する側も持ち続けない限り、日本の他の人権問題と共に歩むことはできないだろう。

カナダでは、マルルーニ首相が選挙運動で「日本人へのリドレス運動の解決」を公約するという土壌があるということだけ見ると、日本では到底できないと諦めがちになるけれども、村田牧師の話聞いて、何もしないところに結果は決して出ないことを知った。

最後に、カナダへ戻られた村田牧師に感謝を示したい。



障害年金の国籍条項を 撤廃させる会 発足!

在日台湾人障害者立ち上がる!!

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

去る四月一四日神戸学生青年センターで結成集会が開かれた。この会結成のきっかけは、神戸市の療護施設愛生園に同居している言語障害を持つ重度悩性マヒの竹中漢邦(かんぼう)さん(三八才もと台湾籍、八一年帰化)の無年金状態の告発からである。

八二年国民年金の国籍条項撤廃から取り残され

兵庫民闘連

仲原良二



た外国人無年金問題に当初から闘ってきた福岡の李幸広さんの講演の後、国や神戸市への働きかけなど幅広く、粘り強く今後、完全撤廃まで運動することを確認し合った。

△決議文▽

無年金状態を独力で告発し続けてきた竹中漢邦さんの闘いが今日「障害年金の国籍条項を撤廃させる会」として結実した。

竹中さんは日本で生まれ育ち、二〇才年金加入の時点で日本国籍でないゆえ受給する権利はないとされ、その後仕方なく帰化したにもかかわらず、受給権はないというショッキングな事態に直面する。また授産施設で働く在日朝鮮人障害者Aさんの月収は二万円足らず、彼もまた無年金者である。この神戸市で、そして

全国に点在する無年金の在日外国人障害者の被差別の実態に思いを寄せるならば大いなる怒りを禁じ得ない。

在日外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人、中国人に対する戦後責任が今なお果たされず、社会保障制度から排除されてきた歴史的経過、そして表面上国籍条項が撤廃されたとされる一九八二年の難民条約加入に伴う社会保障制度の整備も在日外国人の本来的な保障を目的としたものではなく、国際的圧力を前にした欺瞞的政策であったことを見るならば、いかに日本社会が差別排外主義に貫かれていくか明らかです。

(中略) 障害年金は国民年金制度の副次的なものという「働かざるもの、食うべからず」という国

家権力の差別政策に貫かれていく。私たちは、このような民族差別、障害者差別に貫かれた日本社会にのり様に対し厳しく指弾する。(後略)

会の調べでも兵庫県下二八施設のうち九施設の一一名の外国籍(含帰化者)無年金者がいることがわかった。全国の皆さんに呼びかけたい。八二年当時二〇才以上(現二八才以上)の日本国籍でない重度障害者(一〜二級)は各地に居られるはず。無年金該当者と呼び起こし、みんなで手をつないで闘いを進めようではありませんか。



私の通っております大阪外国語大学の朝鮮語科教室に別記のような差別落書きが放置されておりました。この落書きは四年半も前に書かれたものであり、その間何の取り組みもなされないままつい先日まで壁にでんと残っていたのです。もちろん朝鮮語科の大半の学生(私も含めて)はこの落書きに気付いておりまして。また教員の方々も同様に知ってはいたのですが、まるで見てみぬふりといったふうでした。

ところが、今年に入ってから「この差別落書きを多くのの人に知ってもらい、考え、今後具体的な取り組みとともに進めていこう」という声が学生から出されました。そして「外大差別落書きを考える学生会有志の会」なるもの

朝鮮語科の教室に4年半も放置!!

大阪外大で差別落書き発覚!!



大阪外国語大学朝鮮語科2回生 韓洋春

が作られました。また外大が位置する箕面の市民の方々も私達に呼応してくれました。

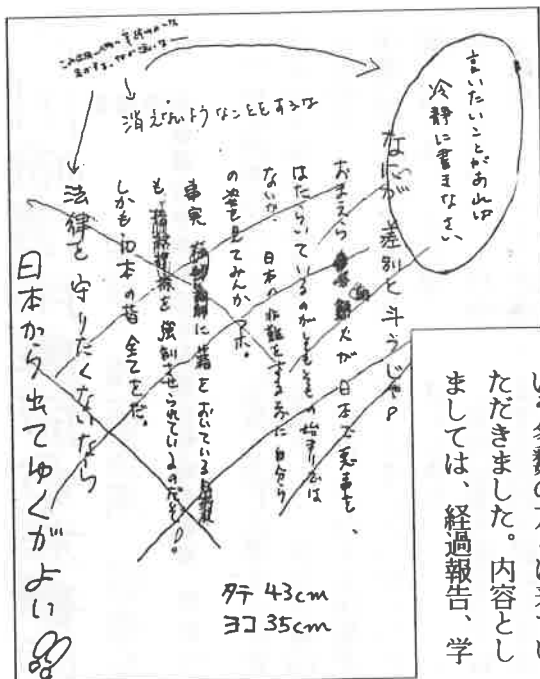
そして、去る四月九日、箕面市中央生涯学習センターにて「外大の民族差別落書きを考える集い・準備会」なるものが開かれ、学生・市職・教組・解放同盟などを中心とした二〇余名でまず話し合いを行いました。こ

の日に出席された意見を参考にしながら、学校当局に今後の具体的な動きを求める要請書を煮詰め、四月二十八日に少し大規模な集まりを持つということになりました。

四月二十八日、箕面市民会館にて「外大民族差別落書きを考える集い」を開きました。当日の参加者はこちらの予想を大きく裏切って、一一八名という多数の方々に来ていただきました。内容としては、経過報告、学

生からのアピール、朴君愛さんによる基調講演、意見交流、要請書の採択と二時間半に及ぶかなり欲張ったものでした。そして、後日、学校当局に要請書と集会の時に集めた署名を提出しましたが五月一七日現在で何らの回答もない状態です。

今後の動きとしましては、学校当局にこの落書きについての見解や学内での人権啓発活動など、具体的な取り組みを求めていくと同時に外大の学生、箕面市民の方々、当日集会に参加してくれた方々と横のつながりをもって、それぞれの持ち場でこの問題を通じて在日朝鮮人が抱える様々な問題に取り組みの場を作っていきたいと思っております。



在日韓国七〇万の方々へのお詫び

川崎信用農業協同組合

組合長理事 田口 勇

昨年初秋、当組合は、当組合への就職を希望していた神奈川県立高校の在日朝鮮人生徒に対し、その生徒が外国籍であることだけを理由に採用試験の応募を拒否いたしました。具体的には、面接の折に、本籍を尋ね、戸籍謄本提出の可否を確認するという、人権侵害につながる行為として行政からも禁じられている質問を行なって、その生徒が外国籍であることを知り、本人の希望を取り下げさせるよう当該高校に対して依頼したものです。

このことは、当組合の在日韓国・朝鮮人に対する予断と偏見から出た、まったく弁解の余地のない民族差別でありました。当組合は、自らの差別意識には気づかず、当該高校からの抗議に対してもおどろきなり対応しかせず、就職を希望された生徒さんやご家族の方々には深い心の傷を負わせ、学校関係の方々の心を踏みにじり続けているのみならず、さらには、日本に在住している約七〇万の韓国・朝鮮人の方々に、大きな憤りや深い悲しみ、そして実損を与えてしまっていると思われまします。そこで、当組合は、この場をお借りして、日本に在住している韓国・朝鮮人約七〇万の方々の皆さまに、心よりお詫びを申し上げます。

同時に、今後二度とこのようなことを起こさぬよう、左記の四項目の約束を公にし、差別や人権に対する認識を新たにするとともに、在日韓国・朝鮮人の積極的な採用をはかるなど、当組合の体質改善に努力いたしますので、何とぞご容赦のほどお願い申し上げます。

記

一、戸籍謄本の提出を義務づけていた当組合就業規則の改正

(当該項目廃止済)

二、在日韓国・朝鮮人問題を始めとする人権研修の継続的実施

三、差別した学校に対する求人関係の継続

四、在日韓国・朝鮮人職員採用の積極的推進

(求人票に、在日韓国・朝鮮人を積極的に採用する旨を明記し、不当な差別により就職の機会を奪っていた在日韓国・朝鮮人の方々を積極的に採用してまいります)

一九九〇年 五月十一日

川崎信用農協合意書に調印！

謝罪・積極採用・研修など確約、実施

神奈川民開連など五団体 神奈川民開連 南重行

川崎信用農協の民族差別を糾す第四回事実確認会が四月二十六日の夜、信用農協本店で行われ、共闘会議(神奈川高教組、

学校を訪れ応募先の変更を求めた——が在日韓国・朝鮮人に対する民族差別であることが明らかにされてきた。

その後、合意書の読み上げ、事実確認会で明かとなった行政側の問題点の指摘、そして合意書の調印が行われた。

神奈川民開連など五団体で構成)との間で合意書

第四回事実確認会では、まず前回の宿題に対する信用農協からの回答があ

合意書の中で信用農協は、今後の取り組みとして以下の五項目をあげて

が取り交わされた。共闘会議からは約一〇〇名が参加した。

震災の時、おじが横浜から川崎に帰る途中で朝鮮

人から物を取られたというという話を聞いた」が事実なのかについて金子

「井戸に毒を入れ た」は流言飛語

人から物を取られたというという話を聞いた」が事実なのかについて金子

①本人及び家族、学校、在日韓国・朝鮮人全体に関する謝罪

昨年一二月からの三回にわたる確認会の中で、

専務は、「朝鮮人から取られたのではなく、朝鮮人と間違えられて追いか

②差別した高校に対する求人者の継続

川崎信用農協の行動——

会社見学にきた県立大師高校の在日韓国・朝鮮人

③在日韓国・朝鮮人職員の積極採用

生徒に対し面接で本籍を

問、戸籍謄本提出の可否を尋ねた。その直後、

④在日韓国・朝鮮人をはじめとする人権研修の

を求めた——が在日韓国・朝鮮人に対する民族差別であることが明らかにされてきた。

その後、合意書の読み上げ、事実確認会で明かとなった行政側の問題点の指摘、そして合意書の調印が行われた。

すでに取り組み事項を実施に

実施

⑤記者会見などを通し就職差別事件を報告

合意成立後、信用農協は直ちに取り組み事項の実施に移っている。五月一日には大師高校、二日には本人および家族への謝罪を文書で行い、そして一日には新聞への謝罪広告を出している。また、一九日には民闘連の李仁夏代表を講師に第一回の研修会を実施している。信用農協の今後を見守っていききたい。

闘うことで問題点が見えてきた

四回にわたる事実確認会は、一定の成果を見る形で終結した。しかし、私達の前に問題は山積されている。闘うことで逆に問題点が見えてきた気もする。

今回の就職差別事件は

あくまでも氷山の一角である。より巧妙となる企業の就職差別、不十分な行政指導の内実を撃つべく闘いと同時に、高校現場における在日韓国・朝鮮人生徒に対する進路保障のあり方も点検していかななくてはならない。本当の闘いは、これから始まろうとしている。



川崎市交渉

その後の経過

三月二十八日に市の担当窓口(市民局勤労市民課)と事務折衝を持ちました。「外国人市民施策研究委員会(仮)」の性格位置付け等は、「委員会レベルのようなものにする」というだけで、未だに不明瞭なままです。

啓発パンフを作るための予算もついています。進め方の具体的計画すら何も決められないまま、予算がついたわりにはその意気込みが見えませんが、その程度の予算がついたということでしょうか。交渉の今後について話

をしました。市側が示したのは、要望書を五つの部分に分け、それぞれについて。双方二、三人程度、多くて五人。勤務時間内に行うというものです。理由は大勢でワーワー言ってしまうのではないからと言います。しかし、神奈川民闘連は事務局レベルの人数として一〇人(事務折衝すら神奈川民闘連は五人が出席している)以下の人数での話し合いには応じられません。最低でも実践、親、青年、同胞の集まりなどの各部文の代表者出席という形は譲れません。普段、在日韓国・朝鮮人の生の声を聞けないというので交渉の場を設定しているものであり、密室的会議や「勤務時間内」という条件を付けてくること自体、不誠実きわま

りないことです。

四月二日に神奈川民闘連主催「在日韓国・朝鮮人の人権保障を考える市民集会」を持ちました。市職員労組から連帯の挨拶、川崎市ふれあい館の運営協議会の会長であり川崎市地方自治研究センター理事長でもある岩淵英之さんの「外国人市民に対する行政のあり方」と題する講演と、今年から川崎市職員に採用された高博さんからアッピールがありました。最後は大衆交渉の再開と要望書に対する誠実な回答、市の示した外国人市民に対する検討課題二五項目の早期実現、そして国籍条項の完全撤廃を強く要望するという集会決議を採択し集会を終えました。

シリーズ「“補償・人権法”を斬る！」 「日本国籍回復論」へ踏み出す議論を 広島修道大学教員 鄭映恵氏

写真中央が鄭映恵氏



シリーズの第二弾は、
広島民闘連でもご活躍の
鄭映恵氏に投稿いただきました。

従来、日本政府が出している政策にへ反対する
という形Vが多かったの
に對し、この「補償・人
権法」案は在日旧植民地
出身者(以下「在日」と
する)の側からこう生き
たいからこうしてくれと
へ具体的に要求する形V
で法案となったというこ
とがまず画期的だ。長年
にわたる民闘連の現場で
の積み重ねが功を奏した
と言える。同化をめぐる
「在日」と日本政府の攻
防戦も、やっと守備から
攻撃に転じた(?)とい
う感じがした。やはりア
ンチテーゼだけでは闘え
ない。「在日」の将来を
問う叩き台として、「補
償・人権法」の意味は大
きいだろう。

また、「在日」の問題
解決にあたり、原点にか
えて植民地支配への謝
罪と戦後補償から出発し
ている点も評価できる。
「在日韓国・朝鮮人」に
関してへ歴史的経緯を踏
まえてVといえ、その
歴史とは日帝三六年のみ
を指しているのではなく、
未だに謝罪一つなく何ら
補償もされていないとい
う「戦後の」歴史も指し
ている。戦後補償をする
どころか、外登法も入管
法も法的地位も「民主化
したはずの日本」が「在
日」に戦後新たに科した
差別である。「在日」に
対する日本の態度に戦前
も戦後もない。植民地支
配を悪かったとも思って
いないところに旧植民地
出身者の人権など突きつ
けてみても、せいぜい「
人道的問題」として片付
けるだけだ。「在日」の
権利要求は当然なことだ
あって恩恵を求めている

のではない。
また外交問題として政
治的決着を見るなどはと
んでもない。あくまで日
本の戦争責任の問題であ
り、日本が自ら解決すべ
き「国内」問題である。
「補償・人権法」が日本
の国内法として提起され
たことは妥当だった。
「補償・人権法」は「
在日」の生活実態に即し
て様々な権利の主張がへ
具体的に要求する形Vで
出されている点が長所だ
ある反面、現実主義に偏
り理念的には曖昧だとい
える。その主張を総合す
ると、「在日」は限りな
く日本国籍を持った状況
に近くなり、実質的には
日本国籍を要求している
のと同じなのに、あくま
で外国人のまま、かつ限
りなく「準日本人」を目
指すというのは矛盾しな

いだろうか。外国人労働者問題を含め「外国人差別を許さない」という主張ならまだ一貫性があるて理解できる。外国人労働者問題も「在日」の問題と根本的には同じであり、両者に共通した部分にこそ日本の差別構造の本質が顕著になるのに、「歴史性」の欠落をおそれるあまり両者を切り離して考えることは本末転倒になるという危惧がある。「補償・人権法」を批判する人々の主張にはそんな声が多いようだ。しかし、外国人の人権保障という視点より、先述のようにあくまで「在日旧植民地出身者に関する戦後補償」という視点から詰めるなら、いくら帰化に反対の立場をとっていたとしても日本国籍の問題をタブーとすべき

ではない。一九五二年一片の民事局長通達によって旧植民地出身者の日本国籍を剥奪し、それを理由に日本は「在日」から全ての権利も剥奪し、さらに彼(女)らへの戦後補償を放棄したのだから本来、「在日」に対しては国籍選択の自由または二重国籍を考えるべきだった。つまり「在日」から日本国籍を剥奪したことで自体が差別だったのだ。日本で朝鮮人として中国人として生きることを保証するためにも人権のワンセットとしての日本国籍を日本は自らの責任として「在日」に準備すべきだったのだ。日本国籍を保留するか捨てるかを判断する権利は、日本政府ではなく「在日」自身がもってしかるべきだった。

「在日」が日本国籍を権利として日本に認めさせることは、同化政策に屈して帰化することとは全く意味が異なる。「在日」が戸籍(＝皇国臣民籍)を拒否したまま日本国籍を回復(取得ではない)できるとしたら、日本国籍に從來なかった市民権という概念を生じさせうる。戸籍が日本・韓国・台湾にしかないことを考えると、諸外国のように国籍法を戸籍法に基づかない形に改正すればいい。生地主義もその一例だろう。それが単一族国家観や日本国籍保有者＝皇国臣民という図式を崩すことにもつながるはずだ。日本の単一族国家観を撃つと言いがら実は「在日韓国・朝鮮人」自身も単一族国家観を強く持っているため

民族と国籍とを分けて考えられないのだといったら過言になるだろうか。誤解されることを恐れず勇気をもって日本国籍保有について議論しなかった「補償・人権法」は、戦後補償を問う意味でも今一つ曖昧さを残した。そこから融和主義と誤解されても仕方ない。日本国籍保有者＝皇国臣民という図式があるからこそ、「在日韓国・朝鮮人」のみならず、在日中国人までも日本国籍保有を嫌悪する。だから、「在日」が日本国籍を回復するためには当然いくつかの前提条件がつく。まず植民地支配と戦後補償を放置した四五五年の謝罪をし同化(＝皇民化)政策をやめ、戸籍制度を解体することが最低限必要だ。それを実現不可能

という前に、九〇年再び大量切り替えの年を迎え「在日外国人」が外登全面拒否に入るなら、日本人は「戸籍拒否」くらいしてみてはどうか。「在日外国人」は日本社会で差別されながらも、日本の民主化の矢面に立って日本人にラブ・コールを送るという離れ技を演じてきた。日本人よ! 「在日」の国籍の問題は実は日本人の国籍の問題なのだから。在日外国人が送り続けたラブ・コール、今、日本人は何をもって答えるのだろうか。



〈4月以降のおもな動き〉



- 4/12 太平洋戦争犠牲者遺族会、盧泰愚大統領の訪日に関して声明を発表
- 18 サハリン残留韓国・朝鮮人に対して外相答弁で正式に謝罪
- 19 在韓被爆者、日本政府と初交渉
- 19 「天皇大赦なんかけつとばせ! 改悪外登法はもういらない! 90外登法を撃つ! 4・19全国集会」(大阪)
- 19 指紋拒否者への大赦反対の国家賠償裁判で第4回弁論(東京)
- 22 耳塚靈魂還国奉送韓日合同慰霊大法要(京都)
- 22 大阪民闘連第4回総会
- 23 韓国と日本の識者による「在日韓国・朝鮮人の処遇改善に関する提言」(東京)

- 25 韓国人調査団、長野県「松代大本営」を初視察
- 25 兵庫民闘連が神戸市へ総合申し入れ
- 26 川崎信用農協、共闘会議との合意書に調印
- 26 衆院予算委で外相、「日本の朝鮮植民地支配は侵略」と公式に謝罪
- 28 「大阪外大・民族差別落書きを考えるつどい」(大阪)
- 30 日韓外相会談「合意」(3世以降指紋制度廃止など)

毎日 1990年(平成2年) 5月12日(土曜日)

入居差別
外国人、母子家庭や老人も
ホットラインへ相談26件

在日・韓国人が在住するアパートやマンションで、外国人や母子家庭、老人などを差別する入居差別が相次いで発生している。入居差別をなくすため、日本赤十字社が「入居差別ホットライン」を開設し、相談を受け付けている。このホットラインには、5月12日現在、26件の相談が寄せられている。相談内容は、外国人や母子家庭、老人などを差別する入居差別、入居料の不当な増額、入居条件の不当な変更など。ホットラインは、入居差別をなくすための取り組みの一環として、入居者の権利を守ることを目的としている。相談は、毎日午前10時から午後6時まで、電話で受け付ける。相談料は無料。相談内容は、入居者の個人情報を守るため、厳格に守られる。入居差別をなくすための取り組みとして、入居者の権利を守ることを目的としている。相談は、毎日午前10時から午後6時まで、電話で受け付ける。相談料は無料。相談内容は、入居者の個人情報を守るため、厳格に守られる。





5/1 兵庫民闘連、兵庫考える会が、県教委へ申し入れ

9~11 「入居差別ホットライン」開設 (大阪)

12 「4.24阪神教育闘争四十二周年記念集会」(大阪)

14 小沢(自民党系国会議員)「土下座発言」

17 在米同胞1000人、在日同胞への差別政策に抗議デモ(ワシントン)

18 第1回在日韓国・朝鮮人問題啓発講座(大阪)

23 「外登法全面拒否宣言集会」(東京)

23 韓国人被爆慰霊碑に放火(広島)

24 盧泰愚大統領来日

24 「91年問題を考えるシンポジウム」(大阪)

- 24 宮中晩餐会で「天皇」の“お言葉”
- 25 盧大統領、日本国会で演説。衆参両院議長の植民地支配に対する表明
- 25 長崎市長、長崎市での在日韓国・朝鮮人の一般職採用の意向を表明
- 25 入居差別裁判、第7回口頭弁論
- 6/1 改「正」入管法施行
- 2 「在日韓国・朝鮮人と日本人が共に生きる日本社会を考えるシンポジウム」開催-「旧植民地出身者等の法的地位及び待遇に関する特別措置法」採択
- 6 奈良、県外教結成集会
- 8 第3回神奈川民闘連総会

政府広報

新しい入管法、六月一日から施行

●出入国管理及び難民認定法」の主な改正点は……

外国人の在留資格が増え、旅券には、在留資格が「技術」「就学」などの分
かりやすい日本語で表示されます。

日本で代理申請できる「在留資格認定証明書」制度の新設や、審査基礎の
明示により、入国手続が簡素・合理化されました。

六月一日以降入国した次のような外国人を、故意に雇用したり、あつせん
するなど不法就労を助長した者は、新たに処罰されることになりました。

・在留資格が「短期滞在」など就労が認められない外国人
・在留期間を超過して不法に残留する外国人等

詳しくは、最寄りの入国管理局(支局)へ。

(法務省)

全国民闘連ニュース購読のお願い

「全国民闘連ニュース」は第42号から月刊になりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素としてあり、多くの方々のご協力を得て成り立っています。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進めたりするために、機関誌は欠かせないものであると思います。また、私たちの取り組みを紹介し、仲間の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たしています。

取り組みの輪を広げていくために、また、それを継承・発展させていくために、是非ともご購読よろしくお願ひいたします。



<購読料> 年間3000円

*送金方法 郵便振込「大阪9-76163
民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997

なお、別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュース(購読料不要)の他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。是非、地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記<お問い合わせ>先まで。

誠に申し訳ありませんが、都合により今号(第45号)は、5月1日号及び6月1日号の合併号となっております。

第46号(7月1日号)は、7月下旬頃発行の予定ですのでご了承下さいますようよろしくお願い致します。